

東京2020大会アーカイブ資産等の活用アドバイザー会議設置要綱

(設置目的)

第1条 東京都におけるアーカイブ資産等の活用の在り方について検討することを目的として、「東京2020大会アーカイブ資産等の活用アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 東京都におけるアーカイブ資産等の活用に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 アドバイザー会議は座長及び委員で構成する。委員は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局長が委嘱する。

- 2 オブザーバーは、オリンピック・パラリンピック準備局次長をもって充てる。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の者をアドバイザー会議に出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年9月30日までとする。

(運営)

第5条 アドバイザー会議の座長は、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、アドバイザー会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(召集)

第6条 アドバイザー会議は、座長が召集する。

(会議の公開)

第7条 アドバイザー会議は、非公開とする。

- 2 座長及び委員の協議により、あらかじめ会議の公開について決定したときは、全部又は一部を公開とすることができる。

(設置期間)

第8条 アドバイザリー会議の設置期間については、本要綱施行の日から令和4年9月30日までとする。

(事務局)

第9条 アドバイザリー会議の事務局は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課とし、事務局が庶務を担うこととする。

(謝金の支払)

第10条 座長は、委員及び第3条第3項に規定する委員以外の者であってアドバイザー会議に出席した者に対し、「オリンピック・パラリンピック準備局各種委員会等委員謝礼基準」に準じて、謝金を支払うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。